

次世代育成支援対策推進法及び女性活躍推進法に基づく

一般事業主行動計画

山口県農業協同組合

職員がその能力を十分に発揮し、仕事と生活の調和を図り誰もが働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

計画期間 令和7年4月1日から令和9年3月31日まで

(次世代育成支援対策推進法)

目標1 行動期間中の女性の育児休業等取得率 90%以上を維持、男性の育児休業等及び育児目的休暇の取得率を合わせて 60%以上とする。

取組内容

- 令和7年4月 「育児休業取得率 100%」及び「1 か月以上の育休取得」を推進し、やまぐち“とも×いく” 応援企業の登録を更新する
- 令和7年8月 人事部門長会議で育児休業の取得促進を啓発する
- 令和8年4月 育児休業取得事例を含んだポスターを掲示し各種制度の周知を行う

(次世代育成支援対策推進法及び女性活躍推進法)

目標2 付与日数が 10 日以上職員を対象に年次有給休暇の取得率を 60%以上とする

取組内容

- 令和7年6月 管理職を対象とした研修を実施し働きやすい職場風土を醸成する
- 令和7年8月 部署ごとの有給休暇取得状況を人事部門長会議の報告事項とする
- 令和8年3月 取得状況を分析し取得率が低い部署の対応を行う

(女性活躍推進法)

目標3 管理職（課長級以上）に占める女性の割合を 25%以上にする

取組内容

- 令和7年6月 管理職を対象とした研修を実施し働きやすい職場風土を醸成する
- 令和7年8月 女性職員を対象とした研修を実施し、女性が活躍できる職場風土を醸成する
- 令和8年2月 管理職研修を対象とした部下育成研修の実施